# 令和６年度裾野市農業委員会１０月総会　議事録

1. 開催日時　　令和６年１０月１０日(木)　午後１時３０分から午後２時３０分
2. 開催場所　　裾野市役所４０１会議室
3. 出席委員

| 農業委員 | | | | 農地利用最適化推進員 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 地区 | 氏名 | 地区 | 氏名 |
| 1 | 大庭　清宏 | 7 | 鈴木　知華 | | | 富岡 | 井上　恭男 |
| 2 | 荻田　弘明 | 8 | 髙草　富一 | 東 | 芹澤　秀雄 | 富岡 | 杉山　守正 |
| 3 | 勝又　直美 | 9 | 西島　則夫 | 西 | 市川　光一 | 富岡 | 渡邊　光永 |
| 4 | 勝又　和一 | 10 | 渡邊　博美 | 深良 | 大庭　洋行 | 須山 | 中村　偉文 |
| 5 | 杉山　邦利 | 11 | 杉山　克己 | 深良 | 勝又　勝美 | | |
| 6 | 杉山　利博 | 12(会長) | 岡田　廣正 | | | | |

4. 欠席委員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東 | 飯塚　邦彦 | | | | | | |

5. 事務局出席者
　事務局長　木原慎也　書記　関野悠樹　書記　西島敬光　書記　久保裕太郎

6. 議事日程
　第１　開会
　第２　議事録署名委員の指名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 9 | 西島　則夫 | 10 | 渡邊　博美 |

　第３　議事
　（１）報第１１号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について
　（２）議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について
　（３）議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について
　（４）議第１７号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について

7. 会議の概要

| | |
|---|---|
| 議　長 | 只今から令和６年度裾野市農業委員会１０月総会を開会します。<br>本日の委員は１２名中１２名出席ですので、総会は成立しています。<br>議事日程第２の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。<br><br>（異議なし） |
| 議　長 | それでは、９番　西島則夫委員、１０番　渡邊博美委員にお願いします。<br>会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。<br>それでは、議事に入ります。報第１１号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について　番号１～５　事務局から議案書の説明をお願いします。 |
| 事務局 | はい。報第１１号　農地法第５条の規定による農地転用届出に対する受理について<br>番号１～５<br><br>（議案朗読により説明） |

| | |
|---|---|
| 議　長 | ただ今の報第１１号　番号１～５について、質疑等がありましたらお願いします。 |
| 高草富一委員 | 番号３についてですが、面積が 0.94 ㎡と小さいのですが。 |
| 事務局 | 今回、届出地の隣接地の売却に伴う測量により、構造物が数センチ程度越境していることが発覚し、届出の提出に至りました。 |
| 議　長 | ほかに質疑等がありましたらお願いします。<br>こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。<br>次に、議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１<br>事務局から議案書の説明をお願いします。 |
| 事務局 | はい。議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号１<br><br>（議案朗読・投影写真により説明） |
| 議　長 | 続きまして、地区担当委員　２番　荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。 |
| 地区担当委員 | 申請地は市街化調整区域内の白地農地です。<br>面積は４１１㎡で、地目は公簿・現況ともに畑です。<br>渡人と受人は、親戚の関係です。申請地は受人の実家の隣ということもあり、受人は以前より、渡人を手伝いながら１６年ほど申請地の耕作に参加してきました。<br>しかし最近は渡人が病気がちであり、申請地を受人に譲渡して耕作を引継ぐことで話がまとまり、申請に至りました。<br>受人の、申請地取得後の経営農地は４１１㎡です。<br>必要な農機具は所有しており、耕作は本人が行います。<br>通作にかかる時間は、車で１０分ほどです。<br>従事日数や地域との調和についても問題ありません。<br>自家消費用の露地野菜を栽培する予定です。<br>周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。 |
| 議　長 | ただ今の議第１５号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。<br><br>（質問、意見等　なし） |
| 議　長 | それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１５号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議　長 | それでは、全会一致で決定することに決定します。<br>次に、議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２<br>事務局から議案書の説明をお願いします。 |
| 事務局 | はい。議第１５号　農地法第３条の規定による許可申請の裁定について　番号２<br><br>（議案朗読・投影写真により説明） |
| 議　長 | 続きまして、地区担当委員　推進委員　渡邊光永委員から議案について説明をお願 |

いします。

地区担当委員　申請地は、金沢公民館の約３５０m南東側に位置しています。
申請地は市街化調整区域内の白地農地です。
面積は１．０４㎡で、地目は公簿・現況ともに畑です。
渡人は、令和２年１０月に相続により取得しましたが、高齢で１人暮らしのため手が掛けられない状況でした。
このほど、所有する農地を分筆して手放すこととなり、このうち申請地
に関しては、隣接する農地を所有している受人に譲渡し、一体的に利用していくことで話がまとまり、申請に至りました。
受人の、申請地取得後の経営農地は７，１６９㎡です。
必要な農機具は所有しており、耕作は本人が行います。
通作にかかる時間は、徒歩すぐです。
従事日数や地域との調和についても問題ありません。
隣接　で露地野菜を栽培しており、これと一体的に利用する予定です。
周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議　長　ただ今の議第１５号　番号２について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１５号　番号２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　はい。議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号１

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　続きまして、地区担当委員　推進委員　渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　申請地は、金沢公民館の約３００m南東側に位置しています。
現況は休耕地となっています。
渡人は、令和２年１０月に相続により取得しましたが、高齢で１人暮らしのため手が掛けられない状況でした。受人は、太陽光発電事業を行っている法人です。
今回、渡人が農地を手放すことを検討する中で、受人に相談し、売買の合意ができたことから申請に至りました。
農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。
北側は道路、東側は宅地、南側は宅地、西側は畑に接しています。
太陽光発電設備の周囲にはフェンスを設置します。

また、敷地内は年３回以上の草刈りを行い、必要に応じて防草シートの敷設、農地用の除草剤により雑草対策を行います。
雨水は自然浸透及び、勾配により溜桝に集水し、既設の側溝に排水します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ただ今の議第１６号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員　　譲受人の業者は安心できる会社ですか。

事務局　　申請書の添付資料として定款と法人の登記簿がついております。
資本金は2000万円となっています。
また資金計画については申請書類に添付されており、実行可能なのかどうかというところを審査しています。
最近は太陽光発電事業の件数が非常に増えていますので、そういったことにも気をつけて対応したいと思います。

議　長　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員　　街道沿いからちょっと入った所で、街路側は申請地に入っていませんが、一緒にやることができなかったのでしょうか。

事務局　　土地の所有者が別ですので、話が纏まらなかったと推察されます。

議　長　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第１６号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号２事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号２

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　推進委員　渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は、金沢公民館の約３５０m南東側に位置しています。
現況は休耕地となっています。
渡人は、令和２年１０月に相続により取得しましたが、高齢で１人暮らしのため手が掛けられない状況でした。
今回、渡人が農地を手放すことを検討する中で、申請地の隣接に住んでいる渡人に相談したところ、売買することで話がまとまり、申請に至りました。
農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。
建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要で

す。
北側は宅地、東側は畑、南側は宅地、西側は畑に面しています。
なお、雨水は、自然浸透及び排水桝から西側の隣接地にある既設排水管に接続して排水します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ただ今の議第１６号　番号２について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１６号　番号２について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号３事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号３

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　１０番　渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は、深良　文明寺の約１００m南西側に位置しています。
現況は休耕地となっています。
渡人は、申請地を含め、いくつかの農地を所有していますが、体調が優れず、自身での管理が難しい状態でした。
受人は、太陽光発電事業を行っている法人であり、今回の事業用地を検討する中で、譲渡人と売買の合意ができたことから申請に至りました。
農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。
北側は宅地、東側は田、西側は山林・原野、南側は田に接しています。太陽光発電設備の周囲にはフェンスを設置します。
また、敷地は遠隔監視装置により設備の監視を行い、草刈りについては、年２、３回と近隣等からの要望に応じて適宜行います。
雨水は自然浸透及び、勾配により集水し、水路へ排水します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ただ今の議第１６号　番号３について、質疑等がありましたらお願いします。

髙草富一委員　　番号３と番号４は地続きの筆なのに、なぜ別の会社なのですか。

事務局　　電力会社の都合で、別々の事業者となりました。一体の申請となったとしても、土

地利用の2,000㎡に満たなかったりと行政側の審査に影響がなく、行政手続き上の恣意的な理由がないと判断しました。

議　長　　ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第１６号　番号３について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号４事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局　　はい。議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号４

（議案朗読・投影写真により説明）

議　長　　続きまして、地区担当委員　１０番　渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員　　申請地は、深良　文明寺の約１００m南西側に位置しています。
現況は休耕地となっています。
渡人は、申請地を含め、いくつかの農地を所有していますが、体調が優れず、自身での管理が難しい状態でした。
受人は、太陽光発電事業を行っている法人であり、今回の事業用地を検討する中で、譲渡人と売買の合意ができたことから申請に至りました。
農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。
北側は宅地、東側は道路、西側は田、南側は道路に接しています。太陽光発電設備の周囲にはフェンスを設置します。
また、敷地は遠隔監視装置により設備の監視を行い、草刈りについては、年２、３回と近隣等からの要望に応じて適宜行います。
雨水は自然浸透及び、勾配により集水し、水路へ排水します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ただ今の議第１６号　番号４について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１６号　番号４について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号５事務局から議案書の説明をお願いします。

| | |
|---|---|
| 事務局 | はい。議第１６号　農地法第５条の規定による許可申請の裁定について　番号５<br><br>（議案朗読・投影写真により説明） |
| 議　長 | 続きまして、地区担当委員　１番　大庭清宏委員から議案について説明をお願いします。 |
| 地区担当委員 | 申請地は、深良　南堀の交差点の約８０m東側に位置しています。<br>現況は休耕地となっています。<br>渡人は、申請地を含め、いくつかの農地を所有していますが、高齢により手をかけることが難しい状態でした。<br>受人は、太陽光発電事業を行っている法人であり、今回の事業用地を検討する中で、譲渡人と売買の合意ができたことから申請に至りました。<br>農地区分は、第２種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。<br>建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。<br>北側は道路、東側は田、南側は河川、西側は田に接しています。太陽光発電設備の周囲にはフェンスを設置します。<br>また、敷地は遠隔監視装置により設備の監視を行い、草刈りについては、年２、３回と近隣等からの要望に応じて適宜行います。<br>雨水は自然浸透及び、勾配により河川に排水します。<br>以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。<br>ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議　長 | ただ今の議第１６号　番号５について、質疑等がありましたらお願いします。<br><br>（質問、意見等　なし） |
| 議　長 | それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１６号　番号５について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。<br><br>（全員挙手） |
| 議　長 | それでは、全会一致で許可することに決定します。<br>次に、議第１７号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について　番号１　事務局から議案書の説明をお願いします。 |
| 事務局 | はい。議第１７号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について　番号１<br><br>（議案朗読・投影写真により説明） |
| 議　長 | 続きまして、地区担当委員　１０番　渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。 |
| 地区担当委員 | 利用権設定地は、上原区公民館の約２００m東側に位置しています。<br>利用権設定地は調整区域内の白地農地です。<br>面積は１，９５２㎡で、地目は公簿が田及び雑種地、現況が田です。 |

貸人は、令和３年２月に相続により利用権設定地を取得しましたが、自身では手が回らず、今回、ＪＡを仲介して農地中間管理事業を活用して利用権設定することで話がまとまり、計画の提出に至りました。
借人は市内の認定農業者であり、水稲、そばを生産しています。
利用権設定後の経営農地は約３．５ヘクタールです。
必要な農機具は所有しており、耕作は本人が行います。
貸付期間は５年間で、使用貸借によるものです。
耕作計画によると、水稲を栽培する予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議　長　　ただ今の議第１７号　番号１について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等　なし）

議　長　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第１７号　番号１について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
ではこれをもって令和６年度裾野市農業委員会１０月総会を閉会します。

令和６年１０月１０日（会議録署名人）

９番署名人

１０番署名人　渡辺博美